

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条の第6項の規定により、平成28年5月9日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

2 監査対象課及び事情聴取

監査対象課は環境保全課とし、事実関係を把握するため関係書類の提出を求めるとともに、平成28年4月7日、4月21日、5月13日、5月16日に事情聴取を実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

関係書類の調査及び監査対象課への事情聴取により、次のとおり事実関係を確認した。

- (1) 委託契約が、自治法施行令第167条の2第1項に掲げられたいづれの事由もなく、随意契約で締結しており、随意契約が可能な場合を限定した地方自治法第234条第2項、自治法施行令第167条の2第1項に違反しているか確認した。
- (2) 鬼北町がA社に委託して徴収した処理手数料が、^{18トリック}単位でなく、^{36トリック}単位で計算しているため過大徴収が発生しているか確認した。
- (3) 町民から徴収している「槽内清掃料」について合理性があるか確認した。
- (4) 委託制を廃止して、許可制に移行することに合理性があるか。また、認めた。

は当少なくとも2社以上の業者を許可し、競争原理を導入することが必要か確認した。

(5) 2請求の要旨(1)請求の要旨(以下「要旨」という。)(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)について確認した。

2 監査委員の判断

(1) 要旨①、②及び2請求の要旨(2)措置要求(以下「要求」という。)①については、委託契約書第6条に規定されているし尿処理手数料は、条例第14条において定められており、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当する案件であり、自治法施行令第167条の2第1項第2号適用の随意契約は正当であると判断した。

要旨③について、A社が法律施行令第4条第1号の委託基準要件を満たしていることを確認した。また、鬼北町の収集運搬量について、宇和島地区広域循環型社会形成推進地域計画第3次図2「生活排水の処理状況フロー(平成26年度)」により、各市町の実績と比較したが、住民一人当たりのし尿発生量は、鬼北町^{3.1kL}、広域全体の平均^{1.45kL}と平均より下回っているものの、住民一人当たりの浄化槽汚泥発生量は、鬼北町^{0.55kL}、広域全体の平均^{0.37kL}、し尿と浄化槽汚泥の合計での発生量も、鬼北町^{0.80kL}、広域全体の平均^{0.69kL}と、平均を上回っていることを確認した。このことから、「A社による収集運搬

では困難ではない状況と判断した。(2)要旨④については、中間貯留槽は、老朽化のため平成27年12月30日をもつて、投入口に施錠し閉鎖されていることを確認した。中間貯留槽の使用方法については、鬼北町からA社に対し、「し尿及び浄化槽汚泥収集運搬及び処理手数料徴収業務委託契約に関する留意事項について」(平成27年3月25日付、鬼環発第286号、鬼北町長通知)により、①中間貯留槽の使用に関しては、クリーンセンターへの直接搬入が困難な場合のみの使用とします。(「直接搬入が困難な場合」とは、小型のバキュームで回収した生し尿を一時中間貯留槽に搬入し、大型のバキュームに積み替えるなど、効率の良い業務を目的とした積み替え行為及び、夕刻での生し尿収集によるクリーンセンターへの当日の持ち込みが困難な場合などとします。)②中間貯留槽への搬入可能な一般廃棄物は、「生し尿のみ」とします。(クリーンセンターからの使用許可条件を遵守すること。)と周知していたところである。受託者に中間貯留槽を使用させていたことは、一般廃棄物の処理について最終的な責任を負う鬼北町にとつても、適正な処理の継続的かつ安定的な実施に意義のあることで、正当であると判断した。

また、委託契約書第8条に規定されている搬入の場所及び方法は、鬼北町としての搬入すべき場所を記載

したもので、中間貯留槽への搬入を禁止したものでないと解している。

(3) 要旨⑤の処理手数料の算出及び要旨⑥については、平成10年11月11日に報告された広見町議会のし尿処理事務調査特別委員会調査において、

36トリックの目盛り単位での計測が指摘され、以来、A社に対し18トリック単位で計測し、端数は切り捨てるよう指導しており、現在に至っている経緯を確認した。

今回、委託契約書第9条において提出が義務付けられている汲取り伝票及びし尿等処理利用者台帳(様式2)等により、18トリック単位で計測していることについて確認すると共に、し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業務実績報告書(様式1)において、収集実績よりクリーンセンター搬入量が上回っていることを確認した。この数量の差異は、18トリック単位計測での端数切り捨ての結果といえるものであり、以上のことから、町民に対する過大な請求はないとの判断した。

(4) 要旨⑤の「槽内清掃料」及び要求③については、浄化槽の清掃は、浄化槽管理者に対し保守点検等と共に、浄化槽法において義務付けられている。また、浄化槽清掃業の許可については、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条において定められているが、清掃料金についての規定はない。しかしながら、清掃は浄化槽法で定められた必須の作業であり、その作業への対価は当